

令和3年度4号(4月)発行

北部家畜保健衛生所

東部 · 北部家畜防疫獣医師会

〒287-0004 香取市岩ヶ崎台12-1 Tel:0478-54-1291 Fax:54-5996

夜間・休日緊急(転送されます)

(公社)千葉県畜産協会

〒260-0021 千葉市中央区新宿1-2-3

栃木県で豚熱の患畜を確認!(国内66,67例目)

【概要】

発生農場: 栃木県那須塩原市

飼養状況:66例目 約6,000頭(疫学関連農場1農場 約9,000頭)

67例目 約22,000頭

経 緯:4月16日、飼養豚が死亡している旨の通報を受け、栃木県が

病性鑑定を実施。

4月17日、精密検査の結果、豚熱の患畜であることが判明。

☆野生イノシシの感染は現在も拡大中。県内への侵入リスクが高まっています。

防護柵・防鳥ネットの設置等を徹底し、疾病の侵入を防止しましょう!

· <u>疾病侵入防止のため、飼養衛生管理の再確認、再徹底を!</u>

○車両消毒の徹底、交差汚染の防止特に、と畜場、死亡獣畜回収場所、家畜市場、共同糞尿処理場など、 畜産施設に出入りした際は、消毒を徹底しましょう。



- ○農場・畜舎へ入る際の手指の消毒
- ○畜舎専用衣服・靴の着用
- ○畜舎・器具のこまめな清掃、消毒
- ○野生動物との接触・侵入防止対策の徹底

ネズミ、昆虫の駆除、豚舎外壁の補修、★防護柵・防鳥ネットの設置等



★防護柵・防鳥ネットの設置は令和2年11月1日から義務化されています。 堆肥舎、死体保管場所への設置も忘れずに!

○毎日の健康観察と早期発見及び異常時の早期通報 飼養豚に異状が見られたら、直ちに家畜保健衛生所に通報を!

<u>令和3年4月1日から、飼養衛生管理マニュアルの作成及び従事者への</u> <u>周知徹底が義務化されました!</u>

※マニュアルの作成例は農林水産省HPをご覧ください。 https://www.maff.go.jp/j/syouan/douei/katiku_yobo/k_shiyou/

豚の様子がおかしいなと思ったら… 北部家畜保健衛生所 Tel.0478-54-1291

夜間・休日は転送されますので、必ず5回以上コールしてください